

# 調査結果やこれまでの議論を踏まえ更に検討が 必要な内容について

## 更に検討が必要な内容について

### 審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について(1)

#### 【これまでの議論及び実態調査の結果について】

- これまでの実務者協議における議論を踏まえると、国として、一定のルールを示すことが必要。
- 審判の請求を行うべき市町村について調整が難航するのは、対象者の現居住市町村(病院・施設等の所在地)と、援護等を行う市町村(措置権者・保険者等)が異なる場合であるが、どちらの市町村が審判の請求を行うべきかを検討するに際しては、以下の点に留意する必要があるのではないか。
  - ① 対象者の状態像や生活実態等をよく知っていることが重要であること
  - ② 一方、本人への関わりは、成年後見の申立てで終了ではなく、後見人によってどういう援護等を行っていくかを継続して検討していく必要があること
  - ③ 審判の請求は本人の住所地を管轄する裁判所に行く必要があること

#### <参考:実態調査の結果>

- ・地域毎の運用ルールを決めている地方自治体は、6都道府県、47市町村(全市町村の3%)
- ・申立基準の明確化を求める市町村は、37都道府県、1,154市町村(全市町村の66%)
- ・住所と居所を有している者のみを申立の対象としている地方自治体は240市町村
- ・住所はあるが居所がない者についても、申立対象としている市町村は1,008市町村あり、これらの市町村においては、保険者、障害福祉サービスの支給決定市町村等である場合に申し立てをしているという結果であった。

## 更に検討が必要な内容について

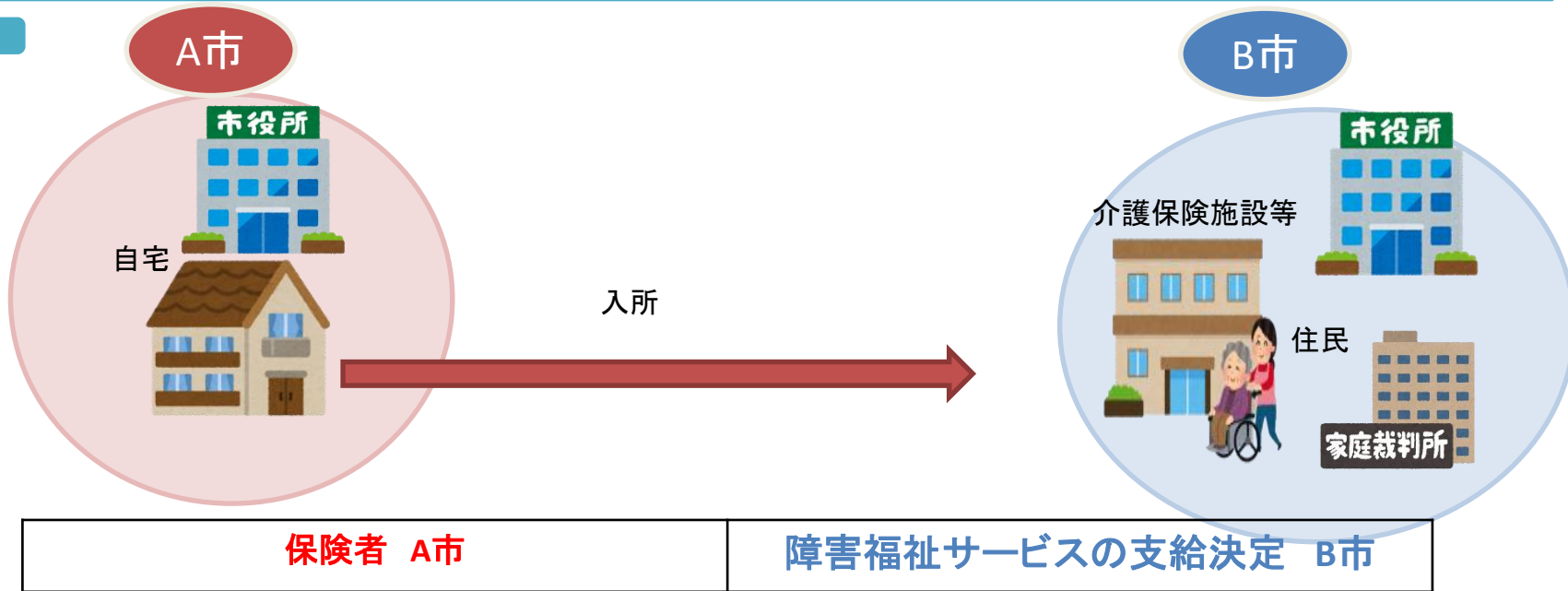
### 審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について(2)

#### 【更に検討が必要な内容について】

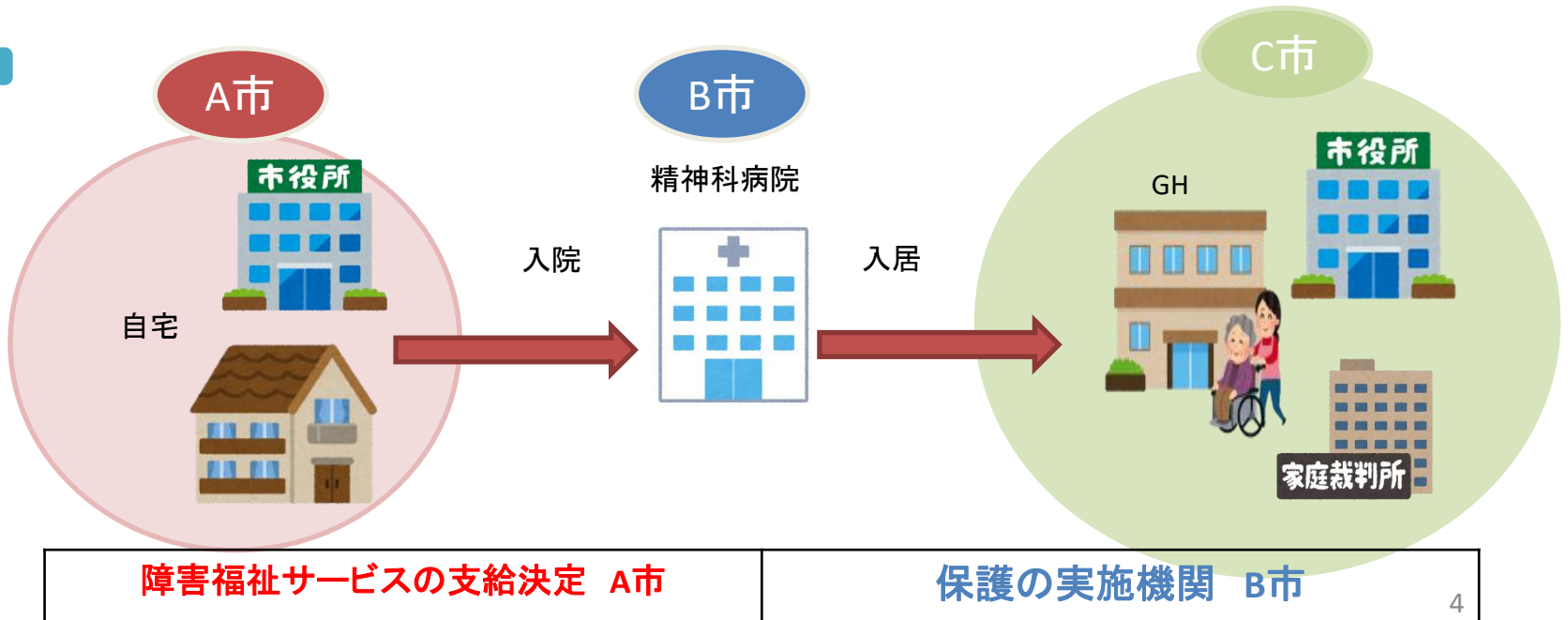
- 審判の請求を行うべき市町村は、一義的には、援護等を行う市町村(措置権者・生活保護の実施機関・介護保険の保険者・自立支援給付の実施主体)が行うものとした上で、現居住市町村(病院・施設等の所在地)は、現居住地でなければ速やかに行うことが難しい実務については、援護等を行う市町村の要請に応じ、協力することとしてどうか。
- 援護等を行う市町村が複数存在する、以下のような事例はどう考えるか。
  - ※事例1 高齢障害者が有料老人ホーム等に入所しつつ、障害福祉固有のサービスを利用した場合  
→障害福祉サービスの支給決定は施設所在地の市町村、介護保険の保険者は入所前の市町村となる  
理由:障害者総合支援法において、介護保険施設等は居住地特例の対象となっていないが、介護保険法においては住所地特例の対象となっている。
  - ※事例2 精神科病院に入院中の障害者(生活保護受給者)が退院してGHを利用する場合  
→保護の実施機関は病院所在市町村、障害福祉サービスの支給決定は入院前の市町村  
理由:生活保護制度では原則として病院所在地が保護の実施機関となる(※保護受給中に他市町村の病院に入転院した場合、居住地のない者が急病により入院し、その後保護の申請があった場合や、入院と同時に又はその3箇月以内に入院を原因として居住地を失った場合等を除く)が、障害福祉サービスの場合は、精神科病院は居住地特例の対象となるため。
- その他、上記に抛りがたいケースは想定されるか。
- また、すべてのケースを網羅的に想定することは困難と考えられる一方で、審判の請求は速やかに行うべきであることから、市町村間での調整が難航する場合は、速やかに都道府県が審判の請求を行うべき市町村を決定することが必要ではないか。
- その場合、現居住市町村(病院・施設等の所在地)と、援護等を行う市町村(措置権者・保険者等)が異なる都道府県にまたがる場合をどう考えるか。

# 市町村長申立の実施について調整が必要となる事例について

## 【事例1】



## 【事例2】



# 更に検討が必要な内容について

## 市町村申立における親族調査の在り方について

### 【これまでの議論及び実態調査の結果について】

- これまでの議論を踏まえると親族調査については、
  - ① 親族関係の戸籍調査
  - ② 親族自身が申立を行う意向があるかどうかの調査
  - ③ 成年後見制度を利用開始すること等への意向調査の3つの内容が含まれているため、それぞれを区別する必要がある。
- 実態調査の結果、虐待案件等の緊急時において、申立の意向確認を省略することについては、省略するほうがよいと回答したのは1,058市町村(61%)、実施する方がよいと回答したのは690市町村(39%)

### 【更に検討が必要な内容について】

- その上で、それぞれの調査について調査省略を可能とすることについて、虐待事案における養護者支援の観点も踏まえ、どのように考えるべきか。
- また、調査省略を可能とすることとした場合、基本的には虐待者への調査を省略することとしてはどうか。
- 併せて、これらの調査の考え方について迅速化の観点から、明確化することとしてはどうか。  
例：②については、親族の同意を求めるものではないことや回答が無い場合であっても手続を進めることは可能なことなど。
- 虐待事案以外で親族調査の省略が考えられる事例としてどのようなものが考えられるか。  
参考1 児童福祉法第33条の8に基づき児童相談所長が行う、未成年後見人の選任申立は、親権を行使する権限を有する者がいないとき(親権者である父母がともに死亡した場合等)、親権を行使する者が法律上はあるが、事実上親権行使することが不可能なとき(重病、長期不在や居住不明の場合等)になされる。  
参考2 特別定額給付金の支給に際して、虐待を受けて入所措置が採られた障害者、高齢者については、その養護者から申請があった場合でも養護者には支給しない扱いとしていたが、これに加えて「契約による入所や入居の場合等についても、虐待事案等で把握しており、措置入所等障害者・高齢者と同視すべき事情等があると判断した場合には、各地方公共団体の判断により柔軟に対応されたい。」という対応を示している。  
(令和2年5月15日付け総務省自治行政局特別定額給付金室事務連絡)